

派遣トラブルホットライン

派遣労働ネットワークは、以下のとおり「派遣トラブルホットライン」を開設します。

2015年8月29日（土）・30日（日）10:00～20:00

主催：NPO法人 派遣労働ネットワーク

会場：ユニオン運動センター（派遣労働ネットワーク事務所）

電話 050-5808-9835

派遣先の雇用申込みなし制度を活用しよう！

不安定な派遣労働者を大幅に拡大する労働者派遣法改悪案が参議院にあがっています。多くの派遣労働者から「自分たちの雇用はどうなるのか」「キャリアアップで本当に正社員になれるのか」「雇用安定化措置は本当に雇用の安定につながるのか」といった声が寄せられています。26業務で働く派遣労働者からは「3年で切られるのは困る」という声が寄せられています。

一方、期間制限違反や偽装請負など派遣法違反について派遣先と派遣労働者との間の直接雇用をみなす規定が10月1日から施行されようとしています。偽装請負や期間制限違反については、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたものとみなす制度です。

派遣労働者の間では、「不安定な派遣はもう懲り懲り」「直接雇ってほしい」という声が高まっています。

こうした声を受け止め、一緒に解決方法を考えるため、「派遣トラブルホットライン」を開設します。弁護士や派遣労働ネットワークの相談スタッフが派遣労働者の相談を受け付けます。

NPO法人・派遣労働ネットワーク

渋谷区代々木4-29-4西新宿ミノシマビル2F

電話03-5354-6250